

議案第85号

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

廃棄物処理手数料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例の一部を改正する条例

葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（平成11年葛飾区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表1の部1の項中「40円」を「46円」に改め、同部2の項中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に、「342円」を「391円」に改め、同部3の項中「40円」を「46円」に、「2,800円」を「3,200円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例の規定により交付された有料ごみ処理券（以下「旧有料ごみ処理券」という。）のうち、平成29年10月1日から令和5年9月30日までの間に交付されたものは、この条例の施行の日から令和5年10月31日までの間に葛飾区長（以下「区長」という。）が収集及び運搬をする事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に添付する場合に限り、改正後の葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第53条の規定により交付されたものとみなす。
- 3 区長は、改正後の条例第51条第2項の廃棄物処理手数料と旧有料ごみ処理券の交付の際に納付した廃棄物処理手数料との差額を納付した者に対し、旧有料ごみ処理券と引換えに、有料ごみ処理券を交付することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券は、改正後の条例第53条の規定により交付されたものとみなす。